

V 目黒区特別支援教育推進計画(平成19年3月策定、平成27年3月改定)

1 計画の基本的考え方

目黒区における特別支援教育の基本的な考え方は、障害のある児童・生徒等の自立や社会参加を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに応え、個の能力や可能性を最大限に伸ばす、多様で柔軟な教育を展開することとしています。この考え方に基づき、次に示す3つの重点目標と7つの推進施策を定め、特別支援教育推進のため、具体的な取組みを進めていきます。

3つの施策の柱(重点目標)

- (1) 特別支援教育の視点をもつ教員を育成し、個に応じた指導を充実します。
- (2) 障害のある子もない子もいきいきと学ぶ環境を整備します。
- (3) 就学前から卒業後までを見通して関係部局・関係機関との連携を強化します。

2 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間としていますが、計画期間内に大きな制度改正等により特別支援教育をめぐる状況が変化した場合は、必要に応じて見直しを行います。

3 計画での主な取組(推進施策)

計画を具体的に推進していくため、7つの推進施策と具体的な取組みを掲げ、着実に取り組んでいきます。

【重点目標1】特別支援教育の視点をもつ教員を育成し、個に応じた指導を充実します。

<推進施策1>特別支援学級(固定学級)に在籍する児童・生徒への指導の充実

- (1) 特別支援学級における指導の充実
- (2) 通常の学級との交流及び共同学習の推進
- (3) 特別支援学級設置校における教職員全員の理解啓発
- (4) 特別支援学級設置校における通常の学級の児童・生徒の理解啓発
- (5) 特別支援学級設置校における保護者の理解啓発

<推進施策2>通常の学級に在籍する発達障害等の児童・生徒への指導の充実

- (1) 特別支援教室における指導の充実
- (2) 中学校における発達障害等の生徒のアセスメントと指導の充実
- (3) 学校内全教職員の理解啓発
- (4) 通常の学級の教員の指導力向上
- (5) 特別支援教育コーディネーターの育成
- (6) 通常の学級の児童・生徒の理解啓発
- (7) 保護者の理解啓発
- (8) 校内委員会の機能の充実
- (9) 特別支援教育支援員の効果的な配置
- (10) 大学との連携

【重点目標2】障害のある子もない子もいきいきと学ぶ環境を整備します。

<推進施策3>多様な学びの場の充実

- (1) 改築後の東山小学校への情緒障害等通級指導学級の移設
- (2) 目黒区における特別支援学級の就学基準の検討
- (3) 特別支援学級・特別支援教室の環境整備
- (4) 通常の学級の環境整備

<推進施策4>特別支援学校に在籍する児童・生徒の地域交流の推進

- (1) 居住地域の区立小・中学校との地域交流の実施
- (2) 地域指定校における通常の学級の児童・生徒の理解啓発
- (3) 地域指定校における保護者の理解啓発

<推進施策5>特別支援教育の理解啓発

- (1) 保護者・区民への理解啓発
- (2) 区立小・中学校保護者会における勉強会・説明会の実施

【重点目標3】就学前から卒業後までを見通して関係部局・関係機関との連携を強化します。

<推進施策6>就学前からの教育相談体制等の充実

- (1) 教育支援委員会（仮称）の設置
- (2) 個別の教育支援計画（学校生活支援シート）の作成支援
- (3) 幼稚園・こども園、保育園の教職員を対象とした特別支援教育研修の実施
- (4) 就学前施設における介助員配置の効果的活用

<推進施策7>個に応じた支援体制の整備

- (1) 児童館・学童保育クラブとの連携体制の整備
- (2) 児童発達支援センターとの連携体制の整備
- (3) 発達支援体制の構築